

国指定与那覇湾鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成23年 月 日

環境省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

与那覇湾鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県宮古島市平良久貝地先南端を起点とし、同所から農道久貝1号線に沿って北東へ進み同道と市道久貝8号線との交点に至り、同所から市道久貝8号線に沿って北東へ進み同線と市道久貝6号線との交点に至り、同所から市道久貝6号線に沿って北東へ進み同線と県道平良久松港線との交点に至り、同所より県道平良久松港線に沿って北東へ進み同線と市道久貝1号線との交点に至り、同所から市道久貝1号線に沿って南東へ進み同線と市道松原29号線との交点に至り、同所から市道松原29号線に沿って東へ進み同線と農道松原11号線との交点に至り、同所から農道松原11号線に沿って南東へ進み同線と国道390号線との交点に至り、同所から国道390号線に沿って南へ進み同線と咲田川との交点に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）に沿って南西へ進み下地保健福祉センター東に隣接する農業排水路と海岸線との交点に至り、同所から同排水路に沿って南東へ進み同排水路と国道390号線との交点に至り、同所から国道390号線に沿って南西に進み同線と県道与那覇上地線との交点に至り、同所から県道与那覇上地線に沿って南西へ進み同線と県道保良上地線との交点に至り、同所から県道保良上地線に沿って南西へ進み同線と沖バイ線との交点に至り、同所から沖バイ線に沿って南東へ進み同線と町道来間線との交点に至り、同所から町道来間線に沿って南西に進み同線と海岸線との交点に至り、同所から海岸線に沿って北西へ進み下地与那覇地先西端へ至り、同所と起点とを結んだ線により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月1日から平成43年10月31日まで(20年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良及び同下地にまたがり所在する与那覇湾及び与那覇湾前浜の防風林等の周辺陸域で構成されている。

与那覇湾内は面積約1300haの宮古島最大の干潟が発達しており、沿岸域にはメヒルギ等のマングローブ林が、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落等が占め、多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類が採餌の場、休息地及び繁殖地として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ及びキンバト、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少な鳥類の飛来も確認されている。

このように、当該区域はこれら多様な鳥獣の採餌の場、休息地及び繁殖地として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1366 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 93 ha
 農耕地 365 ha
 水面 723 ha
 その他 185 ha

イ 所有者別内訳

| | | |
|-----------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 国有地 3 ha | { 国有林 1 ha 国有林以外の国有地 3 ha | { 国土交通省所管 2 ha 農林水産省所管 1 ha |
| 地方公共団体有地 100 ha | | |
| 私有地等 539 ha | | |
| 公有水面 724 ha | | |

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域 1 ha
 自然公園法による地域 1 ha
 文化財保護法による地域 1 ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域を擁する宮古島は、宮古諸島に位置し、沖縄島から南西へ約 287 km の距離にある。島は周囲およそ 131km、面積 159k m²であり、沖縄島、西表島、石垣島に次ぐ大きな島である。

当該鳥獣保護区は宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良と同下地にまたがり所在する与那覇湾及び与那覇湾前浜の防風林等の周辺陸域で構成されている。

イ 地形地質等

宮古島は、主に琉球石灰岩で構成された台地や段丘により形成された、平坦な地形を特徴としている。

当該区域の地形は主に琉球石灰岩で構成された中位段丘であり、一部に丘陵地や下位段丘が見られ、また、沿岸部には砂州や砂丘、ビーチロックを形成している。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、南部に第四紀赤褐色粘土及び新期砂丘砂層が、西浜崎には第四紀沖積層が見られる。なお、土壌としては島全域が主に島尻マーヅと呼ばれる弱酸性～弱アルカリ性の赤・黄色土壌で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域の内陸部は、主にガジュマルークロヨナ群集、アダンーオオハマボウ群落、リュウキュウマツ、ギンネム等で構成されており、南部にはビロウ群落やアダンーオオハマボウ群落が分布している。沿岸部はメヒルギ等のマングローブ林やモクマオウ、ススキ群落で構成されている。

また、与那覇湾には、リュウキュウスガモ、ベニアマモ及びボウバアマモを主とする広大な藻場が分布している。

エ 動物相の概要

与那覇湾及びその周辺でこれまでに生息が確認されている鳥類は、トウネン、ムナグロ、オオメダオイチドリ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギなどのシギ・チドリ類、コサギ、アオサギ等のサギ類を始めとする 41 科 174 種である。この中にはクロツラヘラサギ、ツクシガモなどの希少種も記録されている。

哺乳類は、ヤエヤマオオコウモリ及びホンDOIタチが確認されている。近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり鳥類 11 目 34 科 148 種、哺乳類 2 目 2 科 2 種である。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況
なし

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

| | |
|--------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 12本 |
| (2) 案内板 | 2基 |

国指定与那覇湾鳥獣保護区
与那覇湾特別保護地区
指定計画書（案）

平成23年 月 日

環境省

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

与那覇湾特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県宮古島市平良久貝地先南端を起点とし、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み久松漁港港口西側の海岸堤防先端に至り、同所から同所と久松漁港港口東側の海岸堤防先端を結んだ直線を東進し同所に至り、同所から海岸線を東進し川満漁港港口西側の海岸堤防先端に至り、同所から同所と下地川満 547-10 番地の南東端を結んだ直線を南東に進み同所に至り、同所から海岸線を南東に進み海岸線と下地与那覇 47-1 番地との交点に至り、同所から同 47-1 番地の地番界に沿って南西に進み同 47-1 番地と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し下地与那覇地先西端へ至り、同所から同所と起点とを結んだ直線を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良及び同下地にまたがり所在する与那覇湾及び沿岸部の森林区域で構成されている。

与那覇湾内は面積約 1300ha の宮古島最大の干潟が発達しており、沿岸域にはメヒルギ等のマングローブ林が、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落等が占め、多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類が採餌の場及び休息地として利用し、また湾内の島ではクロサギ及びエリグロアジサシが、陸域ではキンバトが繁殖している。また、が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ及びキンバト、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少な鳥類の飛来も確認されている。

このように、当該区域は与那覇湾鳥獣保護区の中でも特にシギ・チドリ類を始めとする水鳥の生息地として保護の必要がある区域であると認められること

から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥並びにその生息地の保護を図るものである。

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 704 ha

内訳

ア 形態別内訳

| | |
|-----|--------|
| 林野 | 1 ha |
| 農耕地 | — ha |
| 水面 | 699 ha |
| その他 | 4 ha |

イ 所有者別内訳

| | | | |
|----------|--------|---|---|
| 国有地 | — ha | $\left\{ \begin{array}{l} \text{国有林} \quad \text{— ha} \\ \text{国有林以外の国有地} \quad \text{— ha} \end{array} \right.$ | |
| 地方公共団体有地 | 1 ha | | $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県有地} \quad \text{— ha} \\ \text{市町村有地等} \quad \text{1 ha} \end{array} \right.$ |
| 私有地等 | 4 ha | | |
| 公有水面 | 699 ha | | |

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

| | |
|--------------|------|
| 自然環境保全法による地域 | — ha |
| 自然公園法による地域 | — ha |
| 文化財保護法による地域 | — ha |

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域を擁する宮古島は、宮古諸島に位置し、沖縄島から南西へ約 287 km の距離にある。島は周囲およそ 131km、面積 159k m²であり、沖縄島、西表島、石垣島に次ぐ大きな島である。

当該特別保護地区は宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良と同下地にまたがり所在する与那覇湾及び沿岸部の森林区域で構成されている。

イ 地形地質等

宮古島は、主に琉球石灰岩で構成された台地や段丘により形成された、平坦な地形を特徴としている。

当該区域の地形は主に琉球石灰岩で構成された中位段丘であり、一部に丘陵地や下位段丘が見られ、また、沿岸部には砂州や砂丘、ビーチロックを形成している。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、南部に第四紀赤褐色粘土及び新期砂丘砂層が見られる。なお、土壌としては島全域が主に島尻マーヅと呼ばれる弱酸性～弱アルカリ性の赤・黄色土壌で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域の内陸部は、シマシラキ、ビロウ、フクギ、モモタマナ、サキシマスオウノキ、ガジュマル等が分布している。沿岸部はメヒルギ等のマングローブ林やモクマオウ、ススキ群落で構成されている。

また、与那覇湾には、リュウキュウスガモ、ベニアマモ及びボウバアマモを主とする広大な藻場が分布している。

エ 動物相の概要

与那覇湾及びその周辺でこれまで生息が確認されている鳥類は、トウネン、ムナグロ、オオメダオイチドリ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギ等のシギ・チドリ類、アオサギ、コサギ等のサギ類を始めとする 33 科 128 種である。この中にはクロツラヘラサギ、ヘラサギ、ハイイロガン等も記録されている。

哺乳類は、ヤエヤマオオコウモリ及びホンDOIタチが確認されている。近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり鳥類 10 目 29 科 123 種であり、哺乳類は確認されていない。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況
なし

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

| | |
|---------------|----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 5本 |
| (2) 案内板 | 1基 |

ア 鳥類

| 目 | 科 | 種または亜種 | 種の指定等 |
|--------|---------|---|-----------------------------------|
| カイツブリ目 | カイツブリ科 | カイツブリ | |
| ペリカン目 | ウ科 | カワウ | |
| | ゲンカンドリ科 | コゲンカンドリ | |
| コウノトリ目 | サギ科 | リュウキュウヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ アカガシラサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ カラシラサギ クロサギ アオサギ | NT NT ○ ○ ○ ○ ○ |
| | トキ科 | ヘラサギ クロツラヘラサギ | DD CR |
| カモ目 | カモ科 | ツクシガモ カルガモ コガモ オカヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ ハシビロガモ ホシハジロ キンクロハジロ スズガモ | EN |
| タカ目 | タカ科 | ミサゴ ハチクマ トビ アカハラダカ ツミ ノスリ サシバ | NT NT VU |
| | ハヤブサ科 | ハヤブサ チョウゲンボウ | VU,国内希少 |
| ツル目 | ミフウズラ科 | ミフウズラ | |
| | クイナ科 | シロハラクイナ バン オオバン | |
| チドリ目 | チドリ科 | ハジロコチドリ コチドリ シロチドリ メダイチドリ オオメダイチドリ ムナグロ ダイゼン タゲリ | |
| | シギ科 | キョウジョシギ ヒメハマシギ ヨーロッパトウネン トウネン ヒバリシギ オジロトウネン ウズラシギ ハマシギ サルハマシギ | |

| | | | |
|---------|----------|---------------|------------|
| | | コオバシギ | |
| | | オバシギ | |
| | | ミユビシギ | |
| | | ヘラシギ | CR |
| | | キリアイ | |
| | | シベリアオオハシシギ | DD |
| | | アカアシシギ | VU |
| | | コアオアシシギ | |
| | | アオアシシギ | |
| | | キアシシギ | |
| | | イソシギ | |
| | | ソリハシシギ | |
| | | オグロシギ | |
| | | オオソリハシシギ | |
| | | ダイシャクシギ | |
| | | ホウロクシギ | VU |
| | | チュウシャクシギ | |
| | | コシャクシギ | EN,国際希少 |
| | | タシギ | |
| セイタカシギ科 | | セイタカシギ | VU |
| | | ソリハシセイタカシギ | |
| ツバメチドリ科 | | ツバメチドリ | VU |
| カモメ科 | | ユリカモメ | |
| | | セグロカモメ | |
| | | ウミネコ | |
| | | ズグロカモメ | VU |
| | | ミツユビカモメ | |
| | | ハジロクロハラアジサシ | |
| | | クロハラアジサシ | |
| | | オニアジサシ | |
| | | オオアジサシ | VU |
| | | ハシブトアジサシ | |
| | | アジサシ | |
| | | ベニアジサシ | VU |
| | | エリグロアジサシ | NT |
| | | コアジサシ | VU,国際希少 |
| ハト目 | ハト科 | キジバト | ○ |
| | | キンバト | EN,国内希少,国天 |
| | | ズアカアオバト | |
| ブッポウソウ目 | カワセミ科 | リュウキュウアカショウビン | |
| | | カワセミ | ○ |
| スズメ目 | ツバメ科 | ツバメ | |
| | | リュウキュウツバメ | |
| | | コシアカツバメ | |
| | セキレイ科 | ツメナガセキレイ | |
| | | キセキレイ | |
| | | ハクセキレイ | |
| | サンショウクイ科 | サンショウクイ | VU |
| | ヒヨドリ科 | ヒヨドリ | ○ |
| | ツグミ科 | イソヒヨドリ | ○ |
| | | アカハラ | |
| | | シロハラ | |
| | | ツグミ | |
| | ウグイス科 | ウグイス | |
| | | メボソムシクイ | |
| | | セツカ | |
| | カササギビタキ科 | リュウキュウサンコウチョウ | |
| | メジロ科 | メジロ | ○ |
| | アトリ科 | マヒワ | |

| | | | |
|---------|-----|---------|------|
| | | コイカル | |
| ハタオリドリ科 | | スズメ | ○ |
| ムクドリ科 | | ギンムクドリ | |
| | | コムクドリ | |
| | | カラムクドリ | |
| | | ホシムクドリ | |
| | | ムクドリ | |
| カラス科 | | ハシブトガラス | ○ |
| 合計 | 10目 | 29科 | 123種 |

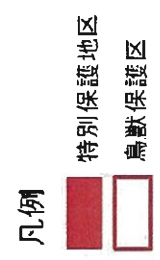
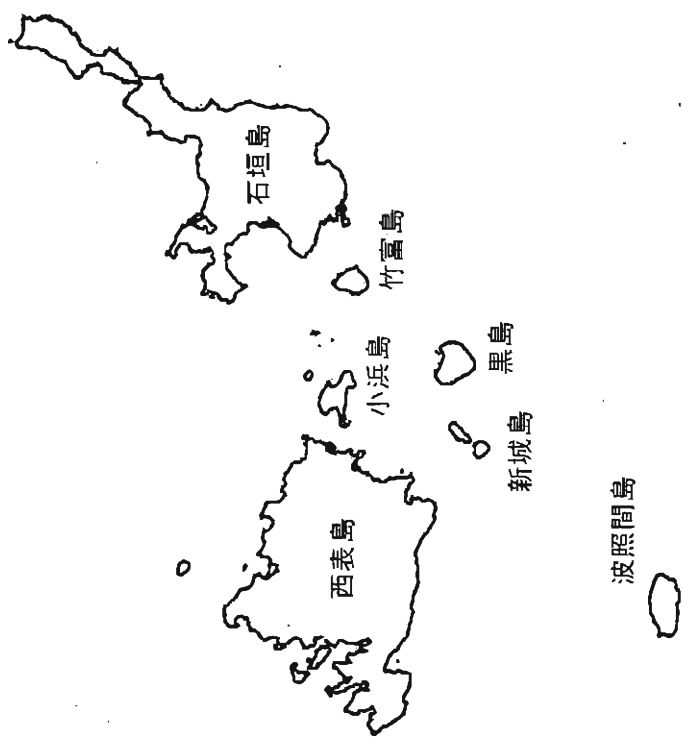
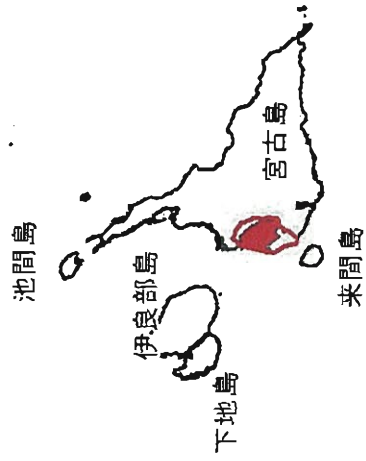
イ 哺乳類

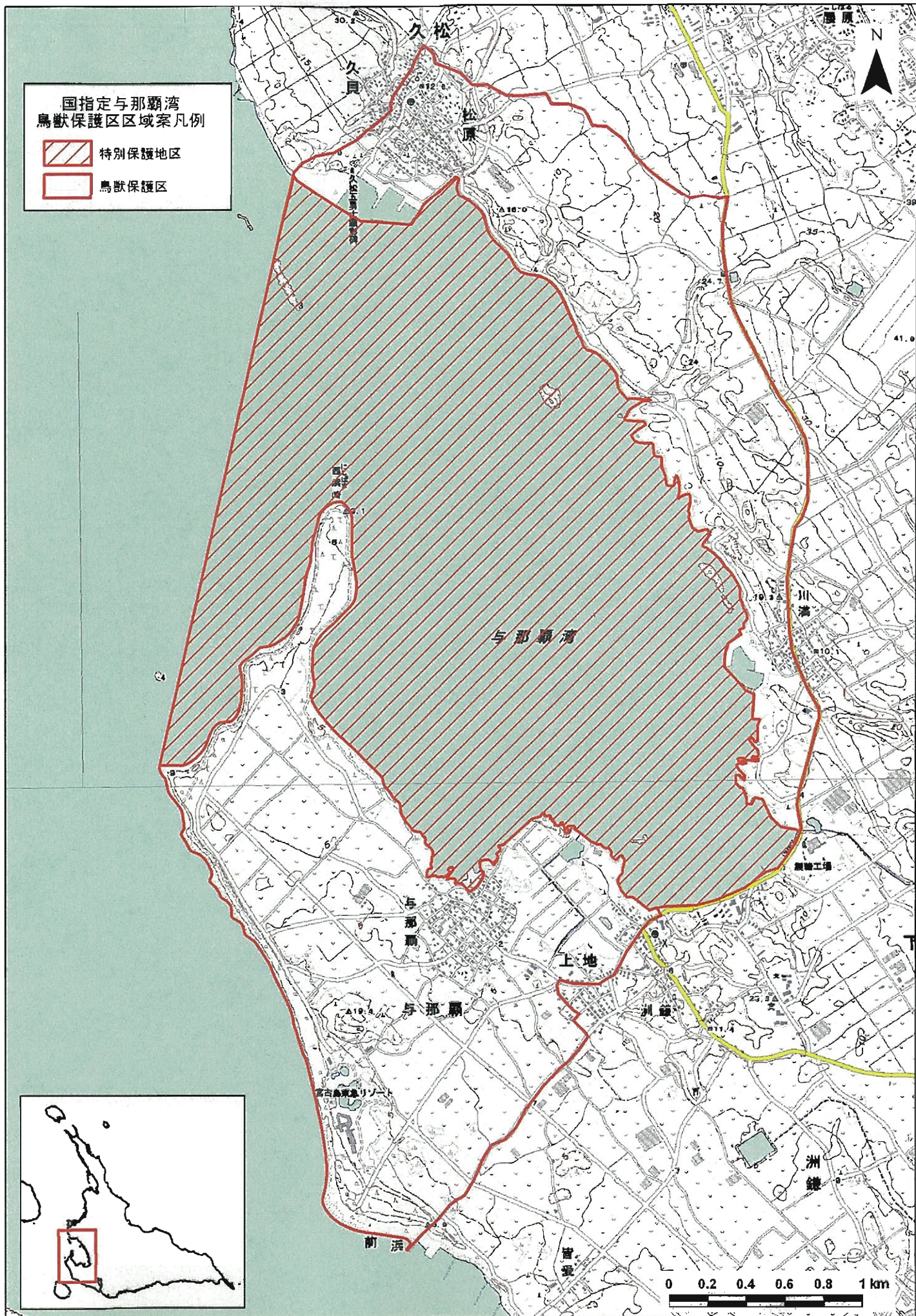
| 目 | 科 | 種または亜種 | 種の指定等 |
|----|----|--------|-------|
| 合計 | 0目 | 0科 | 0種 |

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天: 国指定天然記念物
 - 特天: 国指定特別天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドリスト(平成19年環境省)(イ哺乳類)
 - CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 - LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 特定外来: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定与那覇湾鳥獣保護区(特別保護地区)位置図





国指定与那覇湾鳥獣保護区及び同与那覇湾特別保護地区指定公聴会調書

- 1 名 称 国指定与那覇湾鳥獣保護区及び同与那覇湾特別保護地区
- 2 開催日時 平成23年8月10日（水）14時10分から14時40分まで
- 3 開催場所 宮古島市中央公民館
- 4 議長名 環境技官 柴田 泰邦
(九州地方環境事務所那覇自然環境事務所統括自然保護企画官)

5 公述人出欠

| 指名数 | 本人出席 | 代理出席 | 欠 席 |
|-----|------|------|-----|
| 8人 | 2人 | 4人 | 2人 |

6 公述人賛否等

| 賛 成 | 条件付賛成 | 反 対 |
|-----|-------|-----|
| 8人 | 0人 | 0人 |

7 傍聴者

15 人

8 議長の判断

公述人の意見は全員賛成であり、国指定与那覇湾鳥獣保護区及び同与那覇湾特別保護地区指定については、案のとおり指定することが適当と思われる。

9 公聴会公述人名簿

| 職名 (代理人職名) | 氏名 (代理人氏名) | 住所 | 〒 | 備考 |
|---------------------------|-------------------|----------------------------|-----------|-------|
| 沖縄県知事 (環境生活部 自然保護課 主査) | 仲井眞 弘多 (城間 篤) | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | 〒900-8570 | |
| 宮古島市長 (農林水産部長) | 下地 敏彦 (上地 廣敏) | 沖縄県宮古島市平良字西里186 | 〒906-8501 | |
| 社団法人宮古島観光協会 会長 (専務理事) | 豊見山 健児 (池間 隆守) | 沖縄県宮古島市平良字西里935-53 | 〒906-0012 | |
| 沖縄県農業協同組合 宮古地区本部長 | 岡村 幸男 | 沖縄県宮古島市平良字西里1440-1-1F | 〒906-0012 | 公聴会欠席 |
| 宮古森林組合 代表理事組合長 (常務) | 下地 敏彦 (奥那覇 歳) | 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 968-3-2F | 〒906-0007 | |
| 宮古島漁業協同組合長 | 小禄 貴英 | 沖縄県宮古島市平良字荷川取 593-5 | 〒906-0008 | |
| 社団法人沖縄県猟友会長 | 喜名 民雄 | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | 〒900-8570 | 公聴会欠席 |
| 宮古野鳥の会 会長 | 仲地 邦博 | 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 711-3 | 〒906-0007 | |
| 計 8名 | | | | |

10 公述人の意見の概要

| 職名 | 賛成 | 賛付 賛 | 反対 | 意見の概要 |
|----------------------|----|---------|----|---|
| 沖縄県知事 | 賛 | | | 県においては、これまで、昭和56年に与那覇湾を県指定鳥獣保護区に指定し、当該地区の鳥獣保護を図ってきました。 今般、県指定鳥獣保護区から国指定鳥獣保護区への移管については、これらの地区を国が鳥獣保護区に指定することで、一層の鳥獣保護の推進が図られ、国がラムサール条約登録湿地の指定を目指すことから、望ましいことと考える。 |
| 宮古島市長 | 賛 | | | なし。 |
| 社団法人宮古島観光協会 会長 | 賛 | | | 人と動植物の共存は必要と考える。また観光の立場から言えば、修学旅行生や島民などによる環境学習の場として活用できるため本地区本指定による保護は望ましいと考える。 |
| 沖縄県農業協同組合 宮古地区本部長 | 賛 | | | なし。 |
| 宮古森林組合 代表理事組合長 | 賛 | | | なし。 |
| 宮古島漁業協同組合長 | 賛 | | | なし。 |
| 社団法人沖縄県猟友会長 | 賛 | | | なし。 |
| 宮古野鳥の会 会長 | 賛 | | | 与那覇湾は渡り鳥の生息地として重要な湿地であり、またアオサ採りや干潟を利用したイベントなどが行われているなど、ワイズユースされている場所でもあるため、今後、ラムサール条約湿地に登録されることは望ましい。 また、登録された後は水鳥湿地センター等の設置が望ましいと考える。 |

平成23年8月12日

環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
統括自然保護企画官 環境技官 柴田 泰邦

